○三豊市重度障害者日常生活用具給付実施要綱

平成25年3月28日

告示第67号

改正　平成27年3月31日告示第71号

平成27年12月25日告示第260号

平成28年3月30日告示第90号

平成28年3月30日告示第113号

三豊市重度障害者日常生活用具給付等実施要綱(平成18年三豊市告示第248号)の全部を改正する。

(目的)

第1条　この告示は、在宅の重度身体障害者及び重度身体障害児(介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する福祉用具の貸与及び居宅介護福祉用具の購入を利用することができる者を除く。)に対し、自立生活支援用具の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付し、又は貸与すること等(以下「給付」という。)により、日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条　この告示において「重度障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者であって、別表第1の対象者欄に該当するものをいう。

2　この告示において「重度障害児」とは、前項に該当する者で、18歳未満のものをいう。

(用具の種目及び給付対象者)

第3条　給付の対象となる用具は、別表第1の種目欄に掲げる用具とする。

2　給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、重度障害者又は重度障害児うち、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　本市の区域内に住所を有していること。

(2)　医療機関に入院し、又は福祉施設に入所していないこと(収尿器以外の排せつ管理用具の給付対象者を除く。)。

(3)　その属する世帯において最も多い市区町村民税を収める者の所得割の額が46万円以上でないこと。

3　この告示による給付を受けた用具は、別表第1の耐用年数等欄に掲げる年数を経た後でなければ、当該用具について新たな給付を行わない。ただし、損壊等が著しく修繕できないものとして認められるときは、この限りでない。

(給付の申請)

第4条　用具の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、重度障害者日常生活用具給付申請書(様式第1号)により三豊市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)に申請しなければならない。

2　福祉事務所長は、申請者に対し、必要に応じて医師の意見書(様式第2号)その他申請者の身体状況を証明する書類の提出を求めることができる。

(給付の決定等)

第5条　福祉事務所長は、前条第2項の規定による申請があったときは、申請に基づき重度障害者日常生活用具給付調査書(様式第3号)により申請者及び世帯の状況を調査し、必要性を検討した上で給付の可否を決定するものとする。

2　福祉事務所長は、給付することを決定したときは、重度障害者日常生活用具給付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知し、併せて重度障害者日常生活用具給付券(様式第5号)を交付する。

3　福祉事務所長は、給付しないことを決定したときは、重度障害者日常生活用具給付却下通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(給付の実施)

第6条　福祉事務所長は、前条の規定により給付することを決定したときは、重度障害者日常生活用具給付委託通知書(様式第7号)により用具を販売する業者に通知し、用具の納入を委託するものとする。

(費用の負担)

第7条　用具の給付を受けた者(以下「受給者」という。)は、必要な用具の購入に要する費用のうち、別表第2の基準における上限負担額の範囲内において、別表第1の基準額欄に掲げる額のそれぞれ1割を負担するものとする。

2　受給者は、前項の規定により算出された自己負担額を直接納入業者に支払わなければならない。

(費用の請求)

第8条　納入業者は、受給者に用具を納入したときは、受給者から自己負担額の徴収を行うとともに、重度障害者日常用具給付券を回収するものとする。

2　納入業者は、前項の規定により回収した日常用具給付券を福祉事務所長に提出するとともに、用具の購入に要する費用から受給者から直接徴収した額を控除した額を請求するものとする。

(用具の管理)

第9条　受給者は、給付を受けた用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。

2　福祉事務所長は、受給者が前項の規定に違反したときは、当該給付に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

3　給付を受けた用具を毀損し、又は滅失させたときは、速やかに福祉事務所長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(給付台帳の整備)

第10条　福祉事務所長は、用具の給付の状況を明確にするために重度障害者日常生活用具給付台帳(様式第8号)を整備するものとする。

(その他)

第11条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(三豊市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の廃止)

2　三豊市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成24年三豊市告示第245号)は、廃止する。

(三豊市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱に関する経過措置)

3　前項の規定による廃止前の三豊市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定によってした処分、手続きその他の行為は、この告示による改正後の三豊市重度障害者日常生活

用具給付実施要綱の相当規定によってしたものとみなす。

(三豊市住宅改修費給付事業実施要綱の一部改正)

4　三豊市住宅改修費給付事業実施要綱(平成18年三豊市告示第43号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三豊市視覚障害者用ワードプロセッサー共同利用制度実施要綱の一部改正)

5　三豊市視覚障害者用ワードプロセッサー共同利用制度実施要綱(平成18年三豊市告示第44号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三豊市点字図書給付事業実施要綱の一部改正)

6　三豊市点字図書給付事業実施要綱(平成18年三豊市告示第45号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則(平成27年告示第71号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成27年告示第260号)抄

(施行期日)

第1条　この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(三豊市重度障害者日常生活用具給付実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

第16条　この告示の施行の際、第17条の規定による改正前の三豊市重度障害者日常生活用具給付実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成28年告示第90号)

(施行期日)

1　この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の三豊市住民基本台帳記載事項実態調査実施規程、第2条の規定による改正前の三豊市後期高齢者医療保険料納付方法変更事務取扱要綱、第3条の規定による改正前の三豊市成年後見制度利用支援事業実施要綱、第4条の規定による改正前の児童福祉法による母子生活支援施設母子保護実施取扱要領、第5条の規定による改正前の三豊市子育てホームヘルプ事業実施要綱、第6条の規定による改正前の三豊市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱、第7条の規定による改正前の三豊市母子家庭等高等技能訓練促進費等事業実施要領、第8条の規定による改正前の児童福祉法による助産施設における助産実施取扱要領、第9条の規定による改正前の三豊市未熟児養育事業実施要綱、第10条の規定による改正前の三豊市居宅生活支援措置実施要綱、第11条の規定による改正前の三豊市家族介護用品支給事業実施要綱、第12条の規定による改正前の三豊市二次予防事業における訪問型介護予防事業実施要綱、第13条の規定による改正前の三豊市福祉ホーム事業実施要綱、第14条の規定による改正前の三豊市重度障害者日常生活用具給付実施要綱、第15条の規定による改正前の三豊市難聴児補聴器購入費用助成金交付要綱、第16条の規定による改正前の三豊市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付等に関する事務処理要綱、第17条の規定による改正前の三豊市地域密着型サ

ービス事業者等監査実施要綱、第18条の規定による改正前の三豊市介護職員初任者研修補助金交付要綱、第19条の規定による改正前の三豊市指定ごみ袋取扱等に関する要綱及び第20条の規定による改正前の三豊市放置自動車事務処理要領に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成28年告示第113号)

(施行期日)

1　この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この告示の施行の際、改正前の三豊市重度障害者日常生活用具給付実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1(第2条・第3条関係)

日常生活用具種目(6種目)

種目		対象者	基準額(円)	耐用年数等
介護・訓練支援用具	特殊寝台	・下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児)	154,000	8
	特殊マット		19,600	5
	特殊尿器		67,000	
	入浴担架		82,400	
	体位変換器		15,000	
	移動用リフト		159,000	4
	訓練椅子(児のみ)	・下肢又は体幹機能障害2級以上の児	33,100	5
	訓練用ベッド	・下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児)	159,200	8
自立生活支援用具	入浴補助用具	・下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児)	90,000	8
	便器(便器用手すりを含む。)		4,450	
			手すり付 5,400	
	T字状・棒状のつえ	・平衡機能障害3級の者(児) ・下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者(児)	木材 2,200	3
			金属 3,000	
	移動・移乗支援用具		60,000	8
	頭部保護帽	・平衡機能障害3級の者(児) ・下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児(者)又は精神障害者	12,160	3
	特殊便器	・上肢障害2級以上の者(児)	151,200	8
	火災警報器	・障害種別にかかわらず火災発生の感知・避難が困難な者(児)	15,500	
	自動消火器		28,700	
	電磁調理器	・視覚障害2級以上の者(児)	41,000	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機		7,000	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	・聴覚障害者2級以上の者(児)	87,400	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	・腎臓機能障害等3級以上の者(児)	51,500	5
	ネブライザー(吸入器)	・呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児) ※同程度の身体障害者(児)の場合は、意見書が必要	36,000	
	電気式痰吸引器		56,400	
	酸素ボンベ運搬車	・在宅酸素療法者(児)	17,000	10
	盲人用体温計(音声	・視覚障害2級以上の者(児)	9,000	5

	式)			
	盲人用体重計		18,000	
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	・人工呼吸器の装置が必要な者(児)	157,500	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	・音声言語機能障害又は肢体不自由者(児)であって発声発語に著しい障害を有するもの	98,800	5
	情報・通信支援用具	・上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者(児)	購入費用の2／3(上限100,000)	1人1回
	点字ディスプレイ	・視覚障害2級以上の者(児)	383,500	6
	点字器(両面書真ちゅう版製)		10,400	7
	点字器(両面書プラスチック製)		6,600	
	点字器(片面書アルミニウム製)		7,200	5
	点字器(片面書プラスチック製)		1,650	
	点字タイプライター		63,100	5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機)		89,800	6
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機)		36,750	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		115,000	
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ		29,000	
	視覚障害者用拡大読書器	・視覚障害のある者(児)	198,000	8
	盲人用時計(触読)	・視覚障害2級以上の者(児)	10,300	10
	盲人用時計(音声)		13,300	
	聴覚障害者用通信装置	・聴覚障害又は発声発語に著しい障害を有する者(児)であって、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要と認められる者(児) ※児は、学齢児童以上とする。	71,000	5
	聴覚障害者用情報受信装置		88,900	6
	人工喉頭(笛式)	・喉頭摘出者(児)	5,000	4
	人工喉頭(電動式)		70,100	5

	視覚障害者用ワードプロセッサー(共同利用)	・視覚障害2級以上の者(児)	1,030,000		別に定めるところによる。
	点字図書		別に定めるところによる。		
排せつ管理	ストーマ装具(畜便袋)	・ストーマ造設者(児) ・高度の排便機能障害者(児)	月額	8,600	—
	ストーマ装具(畜尿袋)	・脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者(児)	月額	11,300	
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	・高度の排尿機能障害者(児) ※紙おむつの支給は、3歳以上	月額	12,000	
	収尿器(男性用普通型)	・高度の排尿機能障害者(児)	7,700		1
	収尿器(男性用簡易型)		5,700		
	収尿器(女性用普通型)		8,500		
	収尿器(女性用簡易型)		5,900		
住宅改修費(別に定めるところによる。)	居宅生活動作補助用具	・下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)3級以上の者(児) ※特殊便器への切替えをする場合は、上肢障害2級以上の者(児)	200,000		対象となる住宅につき1回限り。

別表第2(第7条関係)

日常生活用具月額上限負担額

世帯区分	世帯の状況	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市区町村民税非課税世帯の者	0円
一般	市区町村民税課税世帯	37,200円

備考

1　世帯の範囲は、障害者については本人と配偶者のみを世帯とし、障害児についてはその保護者の属する住民基本台帳上の世帯とする。

2　障害者本人又は世帯員で、市区町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円を超えるものは、日常生活用具費の支給対象外とする。